

都外ナンバーの広告宣伝車に対して 東京都屋外広告物条例の規制が適用されます！

東京都屋外広告物条例施行規則の改正により、**令和6年6月30日から**、都外ナンバーの広告宣伝車についても、東京都屋外広告物条例の規制が適用されます。

改正のポイント

1 改正の内容



改正



※ 道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県、八王子市、町田市の区域

2 改正後に都外ナンバーの広告宣伝車に対して適用される規制の概要

- 屋外広告物許可申請を提出し、許可を受けることが必要
 - 申請前に、公益社団法人東京屋外広告協会が実施するデザイン自主審査の受検が求められます
- 電光表示装置等により映像を映し出すもの（LEDビジョン等）など、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物等は禁止
- 屋外広告業の登録が必要
- 許可取消、行政措置命令や罰則が適用

また、環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）では、拡声機放送による騒音を規制しており、アドトラックなどの広告宣伝車で、スピーカーから音声が出る場合も、規制の対象となります。詳細は裏面をご確認ください。



都条例による使用制限・遵守事項について (拡声機を使用する広告宣伝車)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により、
東京都内では、拡声機の使用は制限されています

商業宣伝目的における使用制限事項 (車両利用) 条例第 129・130 条
条例規則第 65・67 条

- 使用を禁止する区域 学校又は病院の敷地の周囲 30m以内

商業宣伝目的における遵守事項 (車両利用) 条例規則第 66 条

- 午後 7 時から翌日午前 8 時までの間は、拡声機を使用しない
- 幅員 4 m未満の道路では、拡声機を使用しない
- 音量の基準 (音源の直下から 10mの地点における音量)

種別	区域の区分	規制値						
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域 第 1 種文教地区 無指定地域 (第 2 種区域に該当する区域を除く)	55 デシベル						
第 2 種 区域	近隣商業地域 (第 1 種区域に該当する区域を除く) 商業地域 (第 1 種区域及び第 3 種区域に該当する区域を除く) 準工業地域 工業地域 これらの地域に接する地先及び水面	60 デシベル						
第 3 種 区域	1. 下記のうち 幅員 18m以上の道路 及び その境界線から 10m以内の区域 <table><tbody><tr><td>千代田区 有楽町 2 丁目 鍛冶町 1 丁目・2 丁目 神田鍛冶町 3 丁目 神田須田町 1 丁目・2 丁目</td><td>中央区 銀座 1 丁目~7 丁目 日本橋 1 丁目 1 番~9 番 日本橋 2 丁目 1 番~7 番 日本橋 3 丁目 1 番~8 番</td><td>台東区 上野 2 丁目・4 丁目 浅草 1 丁目・2 丁目 雷門 1 丁目・2 丁目</td></tr></tbody></table> <table><tbody><tr><td>港区 新橋 1 丁目・2 丁目</td><td>新宿区 新宿 3 丁目</td><td>渋谷区 宇田川町 22 番・23 番 道玄坂 2 丁目 1 番~6 番・29 番・30 番 道玄坂 1 丁目 4 番</td></tr></tbody></table> 2. 次の区域 及び これらの境界線から 10m以内の区域 台東区上野駅広場 豊島区池袋駅東口広場	千代田区 有楽町 2 丁目 鍛冶町 1 丁目・2 丁目 神田鍛冶町 3 丁目 神田須田町 1 丁目・2 丁目	中央区 銀座 1 丁目~7 丁目 日本橋 1 丁目 1 番~9 番 日本橋 2 丁目 1 番~7 番 日本橋 3 丁目 1 番~8 番	台東区 上野 2 丁目・4 丁目 浅草 1 丁目・2 丁目 雷門 1 丁目・2 丁目	港区 新橋 1 丁目・2 丁目	新宿区 新宿 3 丁目	渋谷区 宇田川町 22 番・23 番 道玄坂 2 丁目 1 番~6 番・29 番・30 番 道玄坂 1 丁目 4 番	75 デシベル
千代田区 有楽町 2 丁目 鍛冶町 1 丁目・2 丁目 神田鍛冶町 3 丁目 神田須田町 1 丁目・2 丁目	中央区 銀座 1 丁目~7 丁目 日本橋 1 丁目 1 番~9 番 日本橋 2 丁目 1 番~7 番 日本橋 3 丁目 1 番~8 番	台東区 上野 2 丁目・4 丁目 浅草 1 丁目・2 丁目 雷門 1 丁目・2 丁目						
港区 新橋 1 丁目・2 丁目	新宿区 新宿 3 丁目	渋谷区 宇田川町 22 番・23 番 道玄坂 2 丁目 1 番~6 番・29 番・30 番 道玄坂 1 丁目 4 番						

くわしくは、ホームページをご覧ください

問合せ先

東京都環境局 環境改善部 大気保全課

TEL 03-5388-3498 (直通)

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

東京都 拡声機 検索



東京都環境局
Bureau of Environment